

令和4年度届出を要する食品関係営業施設の監視指導等結果(佐世保市)

	令和3年度末 営業施設数	処 分 件 数			処分以外の措置件数		告発件数	監視指導 件数
		営業禁止 令	営業停止 令	物品廃棄 令	始末書 徴 取	口頭説諭 その 他		
旧許可施設で あった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	168						14
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	198						15
	乳 類 販 売 業	412						19
	氷 雪 販 売 業	2						
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	56						
販売業	弁 当 販 売 業	2						3
	野 菜 果 物 販 売 業	65						73
	米 穀 類 販 売 業	23						4
	通信販売・訪問販売による販売業							
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	42						3
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	50					2	46
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機 自動洗浄・屋内設置)を除く。)	67						
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	133						45
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定によ り規格が定められた添加物の製造を除く。)	1						
	いわゆる健康食品の製造・加工業	3						
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	10						
	農産保存食料品製造・加工業	2						
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	1						
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業							
	精 穀 ・ 製 粉 業	1						
	製 茶 業	7						
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	1						
	卵 選 別 包 装 業	1						2
	そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	77						7
上記以外のもの(改 正法による改正後 の法第68条第3項に おいて準用されるも のを含む。)	行 商	4						
	集 団 給 食 施 設	219					6	29
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用)	2						
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの							
そ の 他	1							
計	1,548					8	260	